

令和6年第 号

遺言公正証書

本公証人は、遺言者・田邊孝之の囑託により、証人・西田和志、証人・溝入智隆の立会いのもとに、遺言者の口述した遺言の趣旨を次のとおり筆記して、この証書を作成する。\_\_\_\_\_

遺言の趣旨

第1条 遺言者は、遺言者の有する金融機関の預貯金のうち金500万円を、遺言者の二女・坂本悦美（昭和36年2月12日生）に相続させる。—

第2条 遺言者は、遺言者の有する次の不動産を、遺言者の孫・江村円（昭和54年5月4日生、遺言者の長女・井上早百合（昭和32年6月29日生、以下「長女・早百合」という）の長女）に遺贈する。—  
(土地)

所在 福山市新市町大字新市\_\_\_\_\_

地番 13番4\_\_\_\_\_

地目 宅地\_\_\_\_\_

地積 161.97平方メートル—

(建物)

所 在 福山市新市町大字新市 1 3 - 4 —

家屋番号 未登記—————

種 類 居宅—————

構 造 木造瓦葺地上 2 階建—————

床面積 現況 1 階 7 8 . 7 6 平方メートル—

現況 1 階外 6 1 . 0 6 平方メートル

※ 上記につき、2 0 2 3 年度（令和 5 年度）

土地・家屋名寄帳兼課税台帳（閲覧）より記

載—————

- 2 本遺言の効力発生時において、前項の受遺者が相続人であるときは、「遺贈する」とあるのは、「相続させる」と読み替えるものとする。——

第 3 条 遺言者は、前二条記載の財産を除く遺言者の有する不動産（持分である場合は、その持分全て）、動産、その他一切の財産を、長女・早百合に相続させる。—————

第 4 条 遺言者は、長女・早百合を遺言執行者に指定する。—————

- 2 遺言執行者は、この遺言の執行に関し、第三者にその任務を行わせることができる。——

3 遺言執行者は、不動産の登記申請、預貯金、有価証券その他の債権等の名義変更・払戻し・解約、その他法令で定められた全ての権限を有する。—

[付言事項]

この遺言を作成するにあたり、一言申し添えます。私は現在94歳となりました。年齢のことを考え、以前から考えていた内容を公正証書として遺言書を作成することといたしました。—————

まず、現在住んでいる新市町の土地と家は、孫の円に相続させます。また、二女の悦美は遠方に住んでおり、不動産の管理は難しいと思い、現金での相続としました。

残りの預貯金や、加茂町の不動産や神石高原町の山林など、そのほかの財産は全て長女の早百合に相続させます。—————

預貯金は、妻・美子の生活費や、引き継いだ不動産の管理、今後の法要などの祭事にお金がかかるので、その足しにしてください。—————

遺言執行者には、長女の早百合を指名しました。—

相続人とその関係者の皆様は執行者へ協力し、速やかに、そして円満な相続となるように心がけてください。

くれぐれも自重し、姉妹としての絆を保って行ってください。 \_\_\_\_\_

長々と述べましたが、以上の私の心情を察して頂きたく、付言といたしました。 \_\_\_\_\_

私が亡くなった後も、姉妹で互いに助け合ってお母さんを支えてやってください。 \_\_\_\_\_

妻・美子と出会い、結婚し、早百合、悦美が生まれ掛け替えのない家族に恵まれ幸せな人生でした。みんなも幸せな人生を送ってください。ありがとう。 \_\_\_\_\_

#### 本 旨 外 要 件

広島県福山市新市町大字新市13番地4

無職

遺言者 田 邊 孝 之

昭和5年3月1日生

上記は、印鑑登録証明書の提出により、人違いでないことを証明させた。 \_\_\_\_\_

広島県沖野上町5丁目29番27号大黒ビル201号

行政書士

証人 西 田 和 志

昭和45年1月3日生

広島県福山市東深津町一丁目6番22-2号

行政書士

証人 溝 入 智 隆

昭和59年1月16日生

上記遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自筆記の正確なことを承認し、下記に署名捺印する。—

本公正証書は、民法第969条第1号ないし第4号に基づき作成し、同条第5号により本職署名捺印する。—

令和6年4月 日、本職役場において——

広島県福山市若松町10番7号 若松ビル4階

広島法務局所属

公証人

上記作成の日に、この証書の正本を請求者・田邊孝之に交付した。—————

広島県福山市若松町10番7号 若松ビル4階

広島法務局所属

公証人